

遠賀町農業委員会通信

第 11 号
平成 30 年 4 月 1 日発行
<発行責任者>
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

全国麦作共励会で表彰!

株式会社アグリ
キュールー was
aki(代表 岩崎
公彦氏)が平成 29
年度全国麦作共励
会で、全国農業協同
組合連合会会長賞
を受賞しました。



耕作放棄地について非農地判断の実施

非農地判断とは?

農地法の運用において、農地の適正な管理を行うため、「①森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」、「②周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの」に相当する場合、農業委員会はその土地を非農地として判断することとされています。

この共励会は品質・生産技術・収穫量などを、他の模範となり得る優良な農業者を表彰するもので、トレンチャードを用いたもみ殻充填の補助暗渠の設置など、麦作で重要な排水対策などを徹底することで、平成 29 年産麦は小麦の「チクゴイズミ」で 4202 kg(福岡県平均 299 kg)、大麦の「はるか二条」で 406 kg(福岡県平均 224 kg)と県平均を大きく上回る収穫量を達成したことが評価されたものです。

耕作放棄地等については、ある程度把握できていたものの、非農地の判断に至つていませんでした。そこで今年の 2 月に初めて、非農地を農業委員会で実施するため、地元の農業委員、生産組合長、農業委員会事務局、会長、副会長、他地区的農地利用最適化推進委員も一緒に若松地区で現地確認を実施しました。登記地目上は田や畑となつたまま、長く耕作されない土地が多く確認されました。

遠賀町農業委員会では、農地の利用状況調査等を過去から実施しており、町内の耕作放棄地等についてはある程度把握できていたものの、非農地の判断に至つていませんでした。そこで今年の 2 月に初めて、非農地を農業委員会で実施するため、地元の農業委員、生産組合長、農業委員会事務局、会長、副会長、他地区的農地利用最適化推進委員も一緒に若松地区で現地確認を実施しました。登記地目上は田や畑となつたまま、長く耕作されない土地が多く確認されました。

今後、この現地確認を行った農地に対しても、農業委員会総会の場において非農地か否かが判断され、非農地とされれば、対象地の所有者または相続人に對して通知を行っていくことになります。

※非農地の通知がされても、自動的に登記地目は変わりません。ご自身または、専門の司法書士や土地家屋調査士に依頼して登記の変更手続きをしていただくことになります。

※固定資産税の課税地目が農地から農地以外(山林や雑種地等)へ変わります。課税地目が変更になると、税額が変更になる場合があります。詳しくは遠賀町役場税務課へお尋ねください。

農業委員会では平成 21 年の農地法の改正に伴い「標準小作料」が廃止されたことから、毎年過去 1 年間の賃借料を平均した「賃借料情報」を提供しています。また、平成 28 年度からは、現状の経営状況や客観的な農業情勢などを踏まえて、一定の基準となるよう「賃借料情報」とは別に「参考賃借料」も合わせて示しています。あくまで、お示しする情報は平均的な賃借料や基準ですので、実際の賃借料につきましては、所有者・耕作者の双方で十分に話し合って決めていただきたいと思います。

農地の賃借料決まる!



平成 30 年の参考賃借料(水田 10 アール当たり)

地域名	賃借料	
	現金の場合	物納の場合
遠賀町内 全域	ほ場整備済地域 10,000円	物納の場合 玄米 45kg
未整備地域	現金の場合 8,000円	物納の場合 玄米 35kg

平成 30 年の賃借料情報(水田 10 アール当たり)

平成 29 年 1 月 ~ 12 月 賃借料の平均

地域名	賃借料	
	現金の場合	物納の場合
遠賀町内全 域	現金の場合 9,500円	物納の場合 玄米 45kg

※「参考賃借料」も「賃借料情報」も拘束力はありません。
※賃借料を決定する場合は、「賃借料情報」と「参考賃借料」を判断材料とし、借り手と貸し手で協議して賃借料を決定してください。

収入保険制度が始まります!



青色申告を行つている農業者（個人・法人）を対象に収入保険制度が始まります。平成30年10月より加入申請受付を開始し、平成31年産からの農産物の販売収入を補償します。

※類似制度（農業共済、ナラシ対策など）との重複加入はできません。
※青色申告の内、現金主義の特例を受けている方は対象外。

●対象となる品目・収入
販売収入に品目の限定は基本的になく、自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

●保障の内容
自然災害による収量減少に加え、価格の低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が対象です。

●保険期間
当年の収入が保証限度額を下回った場合に、補償限度額を下回った額の最高9割を補償します。

●加入選択
保険（掛け捨て）方式と、積立方式の組み合わせが基本となります。（積立方式は加入選択が可能です。）
●保険料及び積立金
保険料と積立金の支払いが必要になります。

保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
保険料は掛け捨てになります。積立金はご自身のお金ですので、補てん金の支払いが無かつた場合は翌年に持ち越されます。

《加入・支払のスケジュール》

平成32年		平成31年		平成30年	
3月～6月	3月	1月～12月 (税収入の算定期間)	保険期間	12月末	10月～11月 加入申請受付
保険金等の請求・支払い	平成31年分確定申告			保険料等の納付	

（平成30年に個人が加入申請した例）

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ・ 国民年金第一号被保険者
- ・ 年間60日以上農業に従事
- ・ 60歳未満

農業者年金に加入しませんか？

一方、国民年金は月々約6万5千円（40年加入の場合）と、夫婦あわせて月額約13万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて22万2千円です。

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

●女性農業者のみなさま
ご存知のとおり、平均寿命は男性よりも女性の方が長く、ご主人だけが農業者年金へ加入していた場合、先にご主人が亡くなつた時、あなたが農業者年金だけになつてしまします。一人一人の備えが大切です。家族経営協定を結べば、保険料の国庫補助も受けられます。

● 詳しくは、農業委員会（役場まちづくり課）かJA、または農業者年金基金にお問い合わせください。

得が3939歳までのみなさま
業者（認定新規就農者）で、青色申告を行つてることなど、一定の要件を満たすことで、政策支援とい掛け金の補助制度があります。35歳未満なら、最大で掛け金の5割が国庫補助額となります。



この制度は地方創生に伴う総合戦略の基本目標である「遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する」に基づき、農業分野における就労を促進し、産業として農業の活性化を図るために実施するものです。

3年間

この制度は地方創生に伴う総合戦略の基本目標である「遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する」に基づき、農業分野における就労を促進し、産業として農業の活性化を図るために実施するものです。

3年間

新規就農者の家賃補助拡充

平成28年度から始まった新規就農者の家賃補助制度ですが、平成30年4月より個人の新規就農者のみではなく、町内の農業法人が新規で雇用する者についても補助対象になりました。

（町内法人雇用者については雇用契約締結時45歳未満）の新規就農者に対し、月額3万円を上限として家賃の2分の1を補助します。（助成期間は3年間）

この制度は地方創生に伴う総合戦略の基本目標である「遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する」に基づき、農業分野における就労を促進し、産業として農業の活性化を図るために実施するものです。

3年間

助成要件等詳しい内容は役場まちづくり課にお問い合わせください。

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あつせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

農業相談を毎月実施しています！

紙面にある岩崎さんの麦作の全国表彰について、見習うべきところを多く感じました。

同じ麦作農家である私たちも一丸となり、遠賀町の農業を盛り上げていきたいです。